

電気通信事業法施行規則の一部改正について
(諮問第3039号)

<目 次>

1	報告書（案）	1
2	改正概要	24
3	新旧対照表	41

平成24年5月15日

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会
部会長 根岸 哲 殿

接 続 委 員 会
主 査 東 海 幹 夫

報 告 書 (案)

平成24年2月21日付け諮問第3039号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見及びその考え方(案)

意見	再意見	考え方
<p>意見1 ソフトバンクモバイルの影響力が非常に大きくなっていることから、二種指定設備規制の対象となる端末シェアの基準を25%から10%に下げ本改正は当然の措置。</p>	<p>再意見1</p>	<p>考え方1</p>
<p>○ 一種指定設備規制の対象とされているNTT東西のひかり電話サービスの契約者数が約1,400万であるのに対し、携帯電話市場の中で見れば端末シェア25%に満たないとして二種指定設備規制の対象外とされてきたソフトバンクモバイルの契約者数は既に2,800万を超えている等、その影響力が非常に大きくなっていることから、二種指定設備規制の対象となる端末シェアの基準を25%から10%に下げ、同社を新たに二種指定設備規制の対象とする本改正は当然の措置であると考えます。 (NTT 東西)</p>	<p>○ 左記意見に賛同します。 現在のソフトバンクモバイルの端末シェアは制度創設当時から比べて大きく上昇し、上位2社と同等の市場支配力と交渉力を持つことは明らかです。また、モバイル市場は固定通信市場を凌ぐ規模に成長し、情報通信市場における競争力の源泉となっています。競争環境の整備のためにも、第二種電気通信設備制度(以下、二種指定制度)の規制対象の拡大措置は適切であると考えます。 (イー・アクセス)</p>	<p>○ 本省令案に賛成の御意見として承る。</p>
<p>意見2 上位3社のモバイル事業者は突出した存在となっていることから、モバイル市場を活性化する上で、二種指定設備制度の適用対象とすることは必須の措置。</p>	<p>再意見2</p>	<p>考え方2</p>
<p>○ 第二種指定電気通信設備制度に係る規制の適用対象を拡大し、上位3社のモバイル事業者を第二種指定電気通信設備制度の適用対象とすることについて賛同いたします。 そもそも有限希少な電波の割当てを受けているモバイル事業者には、一定の規制が必要と考えられるなか、上位3社のモバイル事業者の顧客規模が、固定通信の各市場を凌ぐ規模に成長</p>	<p>○ 左記意見に賛同します。 現在のソフトバンクモバイルの端末シェアは制度創設当時から比べて大きく上昇し、上位2社と同等の市場支配力と交渉力を持つことは明らかです。また、モバイル市場は固定通信市場を凌ぐ規模に成長し、情報通信市場における競争力の源泉となっています。競争環境の整備のためにも二種指定制度の規制対象の拡大措置は適切であると考えます。</p>	<p>○ 本省令案に賛成の御意見として承る。</p>

<p>している等、突出した存在となっていることから、MVNOによる競争促進、ひいてはモバイル市場を活性化するうえで、上位3社のモバイル事業者を第二種指定電気通信設備制度の適用対象とすることは必須の措置と考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	<p>(イー・アクセス)</p>	
<p>意見3 十分に競争が機能している場合には競争は市場に委ねることが原則であり、交渉上の優位性が推定し得る程度の端末シェアを有する事業者を二種指定事業者に指定することは、制度創設の主旨に適うもの。可及的速やかな本省令の改正が必要。</p>	<p>再意見3</p>	<p>考え方3</p>
<p>○ 非指定事業者であるソフトバンクモバイル殿の不透明な相互接続料算定については、当社が行った2010年度相互接続料の算定根拠開示を求めるあっせん申請が打ち切りとなったことに加え、2月23日にソフトバンクモバイル殿が公表した2011年度相互接続料に関しても、当社の相互接続料と比べ格差の拡大こそなかったものの、依然として、その算定根拠の妥当性検証が十分なし得ない状況にあると言わざるを得ません。</p> <p>第二種指定電気通信設備制度は、円滑かつ公正な接続を推進するとの主旨から創設された制度であると認識しておりますが、情報通信審議会「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方 答申」において、MNO上位3事業者の交渉上の地位の優劣の差は縮小してきているとされ、また、MNOとMVNO間の関係においても、原則として全てのMNOがMVNOとの関係において交渉上の優位性を持ちうるものの、端末シェアが相当程度低いMNOにまで優位な交渉力があると認めることは難しく、直ちに規制の適用対象とする必要性までは認められないと</p>	<p>○ 左記意見に賛同します。</p> <p>新規参入を果たしたイー・アクセスは、上位3社とのシェアに依然として大きな差があり、他事業者に対してもMVNOに対しても、市場支配力を背景とした優位な交渉力を持つ状況にはありません。周波数を保有していることを理由に全てのMNOを規制対象とすることは、新規事業者の参入機会や新興事業者育成を妨げることにつながります。公正競争確保上の問題が生じない一定の閾値を設け、指定基準値以下の事業者を適用対象外とする措置は当然であると考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p> <p>○ 弊社接続料については、以前より「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(以下、「二種ガイドライン」という。)に則した算定を実施しており、今後も変更の予定はありません。</p> <p>前述のとおり、この度の電気通信事業法施行規則改正における10%の根拠については、十分な合理性は認められないものと考えます。特に「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」を根拠とする件については、①「10%」の数値はあくまでもセーフハーバーであること、②本数値は、同一</p>	<p>○ 本省令案に賛成の御意見として承る。</p> <p>○ なお、本件電気通信事業法施行規則改正に十分な合理性は認められないとの御意見については、考え方9のとおり。また、第二種指定電気通信設備制度(以下「二種指定設備制度」という。)に係る基準値の見直しを行うに当たり、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」(平成16年5月31日公正取引委員会)(以下「企業結合ガイドライン」という。)を根拠とすることは適当ではないとの御意見については、考え方13のとおり。</p>

<p>されていることを踏まえると、少なくとも、交渉上の優位性が推定し得る程度の端末シェアを有する事業者を第二種指定電気通信設備を設置する事業者(以下「二種指定事業者」という。)に指定することは、制度創設の主旨に適うものと考えます。(中略)</p> <p>その上で、前述のような実態を踏まえると、本省令案の改正が無用に延伸されることとなれば、相互接続料の透明性確保や適正化が図られず、公平かつ公正な相互接続の推進に著しく支障が生じると考えられることから、可及的速やかなる本省令の改正をお願いしたい。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	<p>市場において水平関係にある事業者間の競争に与える影響を判断するための基準であることから、根拠としては適当ではないと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見4 競争上の問題が生じているときに限り、必要最小限の規制を行うべき。今回の基準値の見直しは、現在の市場シェアの推移や競争環境の変化を踏まえ、現行制度において規制水準が不相応となっている状況を改善し、公正競争環境を確保するものと理解。</p>	<p>再意見4</p>	<p>考え方4</p>
<p>○ 日本のモバイル市場においては、通信事業者のみならず、端末ベンダーやプラットフォーム事業者等のさまざまなプレーヤーが自由に創意工夫して熾烈な競争を繰り広げており、多種多様なサービスがお客様に提供されています。このように、十分に競争が機能している場合には競争は市場に委ねることが原則であり、競争上の問題が生じているときに限り、必要最小限の規制を行うべきと考えます。</p> <p>今回の基準値の見直しは、現在の市場シェアの推移や競争環境の変化を踏まえ、現行制度において規制対象となっている MNO と、指定対象外である MNO とで規制水準が不相応となっている状況を改善し、公正競争環境を確保するもの</p>	<p>○ 「現行制度において規制対象となっている MNO と、指定対象外である MNO とで規制水準が不相応となっている状況」については、精緻な事象分析を行った上、当該認識の正誤を判断すべきと考えます。弊社共としては、前述のとおり、規制の均一化が志向されることは、公正競争の観点で望ましくないものと考え、「規制水準が不相応」な状況にあるとは認識していません。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 本省令案に賛成の御意見として承る。</p> <p>○ なお、「現行制度において規制対象となっている MNO と、指定対象外である MNO とで規制水準が不相応となっている状況」について事象分析を行った上で認識の正誤を判断すべきとの御意見については、端末シェアの変化に伴う接続協議における交渉上の地位の変化を分析しており、当該分析を踏まえれば、寡占的な状態を構成する上位3位までの事業者に二種指定設備制度の規律を課すことが適当である。</p>

と理解しています。 (KDDI)		
意見5 MNOとMVNO間の関係に着目して「相当程度低いシェア」を検討するに当たり、企業結合ガイドラインの規定を援用し、端末シェアが10%以下のMNOを引き続き二種指定制度の適用対象外とすることは、一定の合理性がある。	再意見5	考え方5
<p>○ この点、MNOとMVNO間の関係に着目して、直ちに規制の適用対象とする必要性が認められない「相当程度低いシェア」を検討するにあたり、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」において、企業結合後の企業のシェアが10%以下であれば、「競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない」との規定を援用し、端末シェアが10%以下のMNOは、MVNOとの関係において、競争を実質的に制限することとはならないものとして、引き続き、第二種指定電気通信設備規制の適用対象外とすることは、一定の合理性があるものと考えます。 (NTTドコモ)</p>	<p>○ 左記意見に賛同します。 新規参入を果たしたイー・アクセスは、上位3社とのシェアに依然として大きな差があり、他事業者に対してもMVNOに対しても、市場支配力を背景とした優位な交渉力を持つ状況にはありません。周波数を保有していることを理由に全てのMNOを規制対象とすることは、新規事業者の参入機会や新興事業者育成を妨げるにつながります。公正競争確保上の問題が生じない一定の閾値を設け、指定基準値以下の事業者を適用対象外とする措置は当然であると考えます。 (イー・アクセス)</p> <p>○ 弊社接続料については、以前より「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(以下、「二種ガイドライン」という。)に則した算定を実施しており、今後も変更の予定はありません。 前述のとおり、この度の電気通信事業法施行規則改正における10%の根拠については、十分な合理性は認められないものと考えます。特に「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」を根拠とする件については、①「10%」の数値はあくまでもセーフハーバーであること、②本数値は、同一市場において水平関係にある事業者間の競争に与える影響を判断するための基準であることから、根拠としては適当ではないと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 本省令案に賛成の御意見として承る。</p> <p>○ なお、本件電気通信事業法施行規則改正に十分な合理性は認められないとの御意見については、考え方9のとおり。また、二種指定設備制度に係る基準値の見直しを行うに当たり、企業結合ガイドラインを根拠とすることは適当ではないとの御意見については、考え方13のとおり。</p>

<p>意見6 指定基準である 10%の根拠は、制度創設時の PHS のシェア、企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針、流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針に求めており適切。</p>	<p>再意見6</p>	<p>考え方6</p>
<p>○ 指定基準値 最後に、指定基準である 10%の根拠は、制度創設時の PHS のシェア、企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針、流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針に求めており適切であるとを考えます。 (イー・アクセス)</p>	<p>○ 弊社の端末シェアについて、「制度創設当時から比べて大きく上昇」しているとみなし、その事象をもって、あたかも1位のドミナント事業者から3位の競争事業者までが同等の交渉力を有するとの結論を導き出すことは、あるべき政策の方向性を見誤る懸念があるものと考えます。本省令案の考え方にも示唆されたような、弊社と他の非二種指定事業者間において接続における不当な差別的取り扱いや接続協議の長期化等を懸念すべき実情は弊社として認識しておらず、制度改正の必要性を裏付ける立法事実の存否について、より精緻な検証が必要であると考えます。 前述のとおり、事業者毎に設備投資の状況、コストの構造、トラヒック傾向等が異なることから、接続料が「同水準」であるべきとの考えは妥当でないものと考えます。 「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集」(平成24年2月21日)の際に提出した弊社共意見書※(以下、「弊社共意見書」という。)で述べたとおり、この度の指定基準である10%の根拠については、十分な合理性は認められないものと考えます。特に、端末シェア10%を越える事業者について直ちに指定すべきとする点について根拠薄弱と言わざるを得ません。各論点における考え方については、弊社共意見書を参照下さい。 ※ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見(平成24年2月21日) http://www.soumu.go.jp/main_content/000152552.pdf (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 本省令案に賛成の御意見として承る。 ○ なお、本件電気通信事業法施行規則改正に十分な合理性は認められないとの御意見については、考え方9のとおり。</p>
<p>意見7 二種指定設備制度に係る規制の適用対象を拡大し、指定基準値を 10%とすることは適</p>	<p>再意見7</p>	<p>考え方7</p>

<p>切。上位3社が規制の対象になることで、接続料算定の適正性、透明性、接続の迅速化が担保されれば、新規事業者の事業環境の一層の整備につながり、既存事業者間においても公正な競争が確保され、料金の低廉化が促進されるなど利用者利便が向上する。</p>		
<p>○ 二種指定設備制度に係る規制の適用対象を拡大し、指定基準値を10%とすることは適切であると考えます。市場環境に応じて、二種指定制度の定義や規制レベルの見直しを行うことは、公正競争を促進する上で不可欠です。</p> <p>○競争環境の整備</p> <p>現在のソフトバンクモバイルの端末シェアは制度創設当時から比べて大きく上昇し、上位2社と同等の市場支配力と交渉力を持つことは明らかです。上位3社が規制の対象になることで、接続料算定の適正性、透明性、接続の迅速化が担保されれば、新規事業者(MNO、MVNO)の事業環境の一層の整備につながります。また 既存事業者間においても公正な競争が確保され、料金の低廉化が促進されるなど利用者利便を向上させることとなります。</p> <p>○交渉の優位性</p> <p>新規参入を果たしたイー・アクセスは、上位3社とのシェアに依然として大きな差があり、他事業者に対しても MVNO に対しても、市場支配力を背景とした優位な交渉力を持つ状況にはありません。MVNO との接続インセンティブは高いものの、MVNO が複数の MNO を接続先として比較検討した場合、エリアやネットワークが充実している先行 MNO が選択される可能性が高いのが現状です。こうした環境格差の中で、周波数を保有していることを理由に全ての MNO を同様の扱いとし、イー・アクセスも規制の対象とすることは</p>	<p>○ 弊社の端末シェアについて、「制度創設当時から比べて大きく上昇」しているとみなし、その事象をもって、あたかも1位のドミナント事業者から3位の競争事業者までが同等の交渉力を有するとの結論を導き出すことは、あるべき政策の方向性を見誤る懸念があるものと考えます。本省令案の考え方も示唆されたような、弊社と他の非二種指定事業者間において接続における不当な差別的取り扱いや接続協議の長期化等を懸念すべき実情は弊社として認識しておらず、制度改正の必要性を裏付ける立法事実の存否について、より精緻な検証が必要であると考えます。</p> <p>前述のとおり、事業者毎に設備投資の状況、コストの構造、トラヒック傾向等が異なることから、接続料が「同水準」であるべきとの考えは妥当でないものと考えます。</p> <p>「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集」(平成24年2月21日)の際に提出した弊社共意見書※(以下、「弊社共意見書」という。)で述べたとおり、この度の指定基準である10%の根拠については、十分な合理性は認められないものと考えます。特に、端末シェア10%を越える事業者について直ちに指定すべきとする点について根拠薄弱と言わざるを得ません。各論点における考え方については、弊社共意見書を参照下さい。</p> <p>※ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見(平成24年2月21日)</p> <p>http://www.soumu.go.jp/main_content/000152552.pdf (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 二種指定設備制度に係る規制の適用対象を拡大すべきとの御意見については、本省令案に賛成の御意見として承る。</p> <p>○ なお、上位3事業者が同等の交渉力を有するとの結論を導き出すことは、あるべき政策の方向性を見誤る懸念があるとの御意見については、考え方4後段のとおり。</p> <p>○ おって、非二種指定事業者間において接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を懸念すべき実情は認識しておらず、制度改正の必要性を裏付ける立法事実の存否について検証が必要との御意見については、考え方9のとおり。</p>

<p>新興事業者育成の観点からも問題であると考えます。 (イー・アクセス)</p>		
<p>意見8 指定の基準値を10%とする改正案に賛同。また、すべての携帯電話事業者に同等の競争ルールが適用されるべきであり、第二種指定電気通信設備制度等による非対称規制は撤廃すべき。</p>	<p>再意見8</p>	<p>考え方8</p>
<p>○ 携帯電話事業者に対する第二種指定電気通信設備制度は、基本的に電波の有限希少性に拠るものであり、電波の割当を受けて携帯電話サービスを提供する事業者は、電波という公共財を利用していることから、すべての携帯電話事業者(MNO)に同等の競争ルールが適用されるべきであると考えます。</p> <p>また、禁止行為規制についても、携帯電話事業者の中でNTTドコモのみを引き続き適用対象として規制格差を設けなければならない特段の合理的理由はないため、すべての携帯電話事業者に同等の競争ルールが適用されるべきであると考えます。</p> <p>なお、昨年12月20日の「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申において、携帯電話事業者間における「交渉上の優劣の差は縮小してきている」とされています。また、禁止行為規制が適用されていないKDDI殿が特定の固定通信事業者のサービスと自社の携帯電話サービスを組み合わせたセット割引を提供開始したものの、禁止行為規制が適用されているNTTドコモは、ある特定の電気通信事業者と提携して柔軟にサービスを展開することができず、利用者利便が損なわれている恐れがあります。これらのことから、携帯電話事業者間で規</p>	<p>○ 携帯電話市場においては、長期間に渡って50%近くの市場シェアを有するドミナント事業者が存在し、競争事業者は、各種ハンディキャップを負いながらも、各社の創意工夫や企業努力により僅かながらシェアを拡大し、当該市場における競争が一定程度進展している状況にあると認識しています。これら環境下において、支配的事業者の事業における自由度の確保等の理由により、規制の均一化が志向されるとすれば、国内市場における公正競争環境は一気に衰退し、結果的に、ユーザ利便等が大いに損なわれることが懸念されます。その意味では、支配的事業者に対する規制をより有効に機能させ、更なる競争促進を実現することを目的に、真に支配的事業者による競争を阻害する行為を未然に抑止するとともに、必要のない事業者への過度な規制強化となることがないように十分に配慮すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 前回のパブリックコメントにおいて、「携帯電話事業者に対する第二種指定電気通信設備制度は、基本的に電波の有限希少性に拠るものであり、電波の割当を受けて携帯電話サービスを提供する事業者は、電波という公共財を利用していることから、すべての携帯電話事業者(MNO)に同等の競争ルールが適用されるべきであると考えます。また、禁止行為規制についても、携帯電話事業者の中でNTTドコモのみを引き続き適用対象として規制格差を設けなければならない特段の合理的理由はないため、すべての携帯電話事業</p>	<p>○ 本省令案に賛成の御意見として承る。</p> <p>○ すべての携帯電話事業者に同等の競争ルールを適用すべきとの御意見については、携帯電話市場においては、事業者間で端末シェアに顕著な差が存在するため、接続協議における交渉上の地位に顕著な優劣が生じていると考えられる。これを背景に、接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等が引き起こされるおそれがあると考えられることに鑑みると、二種指定設備制度による非対称規制の仕組みを引き続き維持することが適当である。</p> <p>○ なお、携帯電話市場においては、ドミナント事業者が競争上高い優位性を保持している状況にあることを踏まえると、規制の必要のない事業者への過度な規制強化となることがないようにすべきとの御意見については、考え方9のとおり。</p>

<p>制格差を設けなければならない程の市場支配力の差が存在しないことは明らかであり、第二種指定電気通信設備制度や禁止行為規制による非対称規制は撤廃すべきと考えます。</p> <p>(NTT 持株)</p>	<p>者に同等の競争ルールが適用されるべきであると考えます。」と述べました。</p> <p>この趣旨は、ソフトバンクモバイル殿を第二種指定電気通信設備の指定対象とする本省令改正案も内包するものであり、改正案に賛同します。</p> <p>また、更に、電波という公共財を利用している全ての携帯電話事業者に同等の競争ルールが適用されるべきであり、その際、携帯電話事業者間で規制格差を設けなければならない程の市場支配力の差が存在しないことから、第二種指定電気通信設備制度や禁止行為規制による非対称規制は撤廃すべきと考える、という趣旨であることを確認のため申し述べます。</p> <p>(NTT持株)</p>	
<p>意見9 携帯電話市場においては、ドミナント事業者が競争上高い優位性を保持しているものの、競争事業者が創意工夫や企業努力により僅かながらシェアを拡大し、競争が一定程度進展している状況にある。こうした基本認識を踏まえて、公正・妥当な制度の在り方について十分議論が尽くされるべき。</p>	<p>再意見9</p>	<p>考え方9</p>
<p>○ 1. 基本的考え方について</p> <p>第二種指定電気通信設備制度(以下、「二種指定制度」という。)の見直しにあたっては、競争促進の目的を念頭に、市場において真に支配的である事業者を厳選し、必要な規制を適用するとともに、他の事業者に対する規制を最小限に抑えるという非対称規制の本来の趣旨を十分に踏まえた内容とすることが重要と考えます。携帯電話市場においては、長期間に渡って 50%近くの市場シェアを有するドミナント事業者が存在し、当該事業者と 2 位の事業者との端末シェア格差も 20%程度存在する等、支配的事業者が</p>	<p>○ 第二種指定電気通信設備制度の指定基準の見直しに関する議論は、非指定事業者の不透明な相互接続料の算定により第二種指定電気通信設備を設置する事業者(以下「二種指定事業者」という。)との相互接続料の格差が拡大し、公正な競争に支障が生じているとの実態を踏まえて、検討が行われてきたものであり、「ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方 答申」においても、当社とソフトバンクモバイル殿との電気通信紛争処理委員会における相互接続料を巡るあっせん手続等を背景に、「二種指定事業者と、非指定事業者との間で、後者に関する交渉上の優位性が高まる形での不均衡が生じているとの意見」を踏まえ、「上位 2 社を二種指定事業者として接続料等の公平性・透明性等を</p>	<p>○ 携帯電話市場においては、端末シェアの変化に伴い、接続協議における交渉上の地位も変化してきており、これを踏まえて指定の基準値を見直すことが適当である。</p> <p>まず、上位3事業者と4位の事業者の間では端末シェアに顕著な差が存在するため、接続協議における交渉上の地位についても顕著な優劣が生じていると考えられる。こうした交渉上の地位の顕著な優劣を背景に、上位3事業者は、4位の事業者に対し、接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を引き起こすおそれがあると考えられる。</p>

<p>依然として競争上高い優位性を保持しています。そうした中、競争事業者は、各種ハンディキャップを負いながらも、各社の創意工夫や企業努力により僅かながらシェアを拡大し、当該市場における競争が一定程度進展している状況にあると認識しています。</p> <p>2012年2月21日付「電気通信事業法施行規則の一部改正」についての意見募集においては、当該制度における指定の基準値の変更案とその考え方が示されているところですが、上記の基本認識を踏まえ、公正・妥当な制度の在り方について十分議論が尽くされるべきと考えます。(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>担保するための規律を課している現状は、公正な競争を通じてユーザの利益を確保するという観点から、見直しを行うことが必要」との結論が示されたところです。</p> <p>2011年度の相互接続料においても、依然として相互接続料の透明性確保や適正化が図られる目処が立たない状況に変わりはありません。ソフトバンクモバイル殿は今回の電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見書において、二種指定事業者の指定基準を10%超とする根拠についての反論意見に終始しているところですが、上記の通り、不透明な相互接続料の算定に起因する公正競争上の重大な支障という実態を踏まえると、二種指定事業者の指定基準を見直さざるを得ないと考えます。</p> <p>そもそも、公平かつ公正な相互接続の実現のためには、本来、すべての電気通信事業者が相互接続料の透明性確保や適正化に係る規制を遵守すべきと考えているところですが、少なくとも今回の省令改正において、携帯上位3社のシェアが近接してきている状況を踏まえ、ソフトバンクモバイル殿を二種指定事業者に指定することは必須の措置と考えており、この点、今回の意見募集においても、ソフトバンクモバイル殿以外のすべての事業者が賛同の意見を表明したものと理解しております。</p> <p>なお、当社の意見書においても申し述べたとおり、二種指定事業者の指定基準を見直すにあたり、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」等の基準を援用し、引き続き、端末シェア10%以下の事業者を第二種指定電気通信設備規制の適用対象外とすることについては、一定の合理性があるものと考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	<p>また、上位3事業者間については、端末シェアが相当程度近接してきているため、接続協議における交渉上の地位の優劣の差も相当程度縮小してきていると考えられる。二種指定設備制度による規律が、接続約款の作成・公表・届出義務等を通じて、接続協議における第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「二種指定事業者」という。)の交渉の自由度を制限することから、二種指定事業者の交渉力を低下させ、結果として相対的に非指定事業者の交渉力を高める効果があると考えられる。これを踏まえると、交渉上の地位の優劣の差がほとんど認められない寡占的な状態を構成する上位3事業者間において、当該規律の存否が非指定事業者の交渉力を相対的に優位にする形で不均衡を惹起するおそれがある。</p> <p>以上の状況に対応し、公正競争環境の確保を通じて利用者利便を増進させる観点からは、寡占的な状態を構成する上位3位までの事業者に二種指定設備制度の規律を課することが適当である。</p>
<p>意見 10 上位3事業者が同等の交渉力を有するとの結論を導き出すことは、あるべき政策の方向性を見誤る懸念がある。また、ソフトバンクモバイルとして、4位の事業者との間に接続における不当な差別的取り扱いや接続協議の長期</p>	<p>再意見 10</p>	<p>考え方 10</p>

<p>化等を懸念すべき実情は認識しておらず、制度改正の必要性を裏付ける立法事実の存否について、より精緻な検証が必要。</p>		
<p>○ 2「2-2-1. MNO 間の関係」について <見直しの方向性> 本省令案等では、MNO 間の関係に着目し、MNO 間の交渉上の地位が変化しているとされています。二種指定制度創設時と現在の状況とを比較すれば端末シェアに変化が生じていることは認められるものの、この度の電気通信事業法施行規則改正の契機となった「『ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方』(2011 年 12 月 20 日)(以下、「ブロードバンド答申」という。)」にあるような「(端末シェアにおいて)いまだ若干の開きはあるものの近接してきて」といふ点、あたかも 1 位のドミナント事業者から 3 位の競争事業者までが同等の交渉力を有するとの結論を導き出すことは、あるべき政策の方向性を見誤る懸念があるものと考えます。</p> <p>そもそも、本省令案等に示唆されているような、3 位の弊社と 4 位の事業者間において接続における不当な差別的取り扱いや接続協議の長期化等を懸念すべき実情は弊社として認識しておらず、制度改正の必要性を裏付ける立法事実の存否について、より精緻な検証が必要であると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 以下の 2 点について、本省令改正は市場からの要請を反映した適切な措置であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業規模に因る交渉力の差異 事業者間の接続に際しては、電気通信事業法に接続応諾義務が定められていることによって、接続拒否のような大きな問題に発展することはありません。しかし、事業規模を背景とした交渉力の違いは「懸念すべき実情」であると考えます。例えば接続協議において、事業規模の大きい事業者が自社の接続料をスプリングボードにして他社接続料の低廉化を誘引する効果と、イー・アクセスのような新興事業者の効果とでは全く異なります。接続義務だけでは市場環境の問題までは解決できないため、二種指定制度の定義や規制レベルを必要に応じて見直し、競争環境を整備することは必要不可欠であると考えます。 ・接続料が与える影響度合いの差異 現在、シェアが近接している上位 3 事業者間の接続料には、相当程度の水準格差が見られる状況です。一般的に新興事業者は端末シェアが少ないため、相互接続においては発信が着信を上回る傾向にあり、高い他社接続料の影響を大きく受けやすく、そのため市場では劣位な環境に置かれることとなります。さらに接続料協議の長期化は高い接続料のインパクトを受け続けることを意味します。速やかな本省令の改正により、相互接続料の透明性確保や適正化が図られることを強く望みます。 <p>(イー・アクセス)</p> <p>○ 第二種指定電気通信設備制度の指定基準の見直しに関する議論は、非指定事業者の不透明な相互接続料の算定により第二種指定電気通信設備を設置する事業者(以下</p>	<p>○ 考え方9のとおり。</p>

「二種指定事業者」という。)との相互接続料の格差が拡大し、公正な競争に支障が生じているとの実態を踏まえて、検討が行われてきたものであり、「ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方 答申」においても、当社とソフトバンクモバイル殿との電気通信紛争処理委員会における相互接続料を巡るあっせん手続等を背景に、「二種指定事業者と、非指定事業者との間で、後者に関する交渉上の優位性が高まる形での不均衡が生じているとの意見」を踏まえ、「上位2社を二種指定事業者として接続料等の公平性・透明性等を担保するための規律を課している現状は、公正な競争を通じてユーザの利益を確保するという観点から、見直しを行うことが必要」との結論が示されたところです。

2011年度の相互接続料においても、依然として相互接続料の透明性確保や適正化が図られる目処が立たない状況に変わりはありません。ソフトバンクモバイル殿は今回の電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見書において、二種指定事業者の指定基準を10%超とする根拠についての反論意見に終始しているところですが、上記の通り、不透明な相互接続料の算定に起因する公正競争上の重大な支障という実態を踏まえると、二種指定事業者の指定基準を見直さざるを得ないと考えます。

そもそも、公平かつ公正な相互接続の実現のためには、本来、すべての電気通信事業者が相互接続料の透明性確保や適正化に係る規制を遵守すべきと考えているところですが、少なくとも今回の省令改正において、携帯上位3社のシェアが近接してきている状況を踏まえ、ソフトバンクモバイル殿を二種指定事業者に指定することは必須の措置と考えており、この点、今回の意見募集においても、ソフトバンクモバイル殿以外のすべての事業者が賛同の意見を表明したものと理解しております。

なお、当社の意見書においても申し述べたとおり、二種指定事業者の指定基準を見直すにあたり、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」等の基準を援用し、引き続き、端末シェア10%以下の事業者を第二種指定電気通信設備規制の適用対象外とすることについては、一定の合理

	性があるものと考えます。 (NTTドコモ)	
意見 11 事前規制として強い効力を発揮する二種指定制度に関しては、優位な交渉力が確実に発揮される程度の MNO に対してのみ規制対象とすべきであるのに、新規 MNO と既存の MNO との関係を念頭に置いた本件基準値検討は、確実に規制をかける必要のない MNO を判断するためのものとなっており、本来行うべき検討の在り方と齟齬が生じている。 また、PHS を二種指定制度の基準値算定のベースから除外する根拠とした加入者シェアの割合は、本省令案等で検討されている事業者間の交渉力の有無を判断する基準とは性質が異なると考えられ、両者の整合を取る合理性は低い。	再意見 11	考え方 11
○ <基準値の在り方> 本省令案等においては、新規 MNO が参入する際に、既存 MNO に対して劣位な立場での交渉を強いられる状況が発生する懸念について、「相当程度低い端末シェア」を有する MNO との交渉であれば交渉上の地位の優劣は発生しないとの考えが示されています。しかしながら、事前規制として強い効力を発揮する二種指定制度に関しては、その性質に鑑み、端末シェア等に表れるような地位の差異により、優位な交渉力の行使が確実に発揮される程度の携帯電話事業者に対してのみ規制するよう基準値の検討を行うべきであるところ、このたびの検討において『「相当程度低い端末シェア」を有する MNO』等の記述に見られるとおり、確実に規制をかける	○ 第二種指定電気通信設備制度の指定基準の見直しに関する議論は、非指定事業者の不透明な相互接続料の算定により第二種指定電気通信設備を設置する事業者(以下「二種指定事業者」という。)との相互接続料の格差が拡大し、公正な競争に支障が生じているとの実態を踏まえて、検討が行われてきたものであり、「ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方 答申」においても、当社とソフトバンクモバイル殿との電気通信紛争処理委員会における相互接続料を巡るあっせん手続等を背景に、「二種指定事業者と、非指定事業者との間で、後者に関する交渉上の優位性が高まる形での不均衡が生じているとの意見」を踏まえ、「上位 2 社を二種指定事業者として接続料等の公平性・透明性等を担保するための規律を課している現状は、公正な競争を通じてユーザの利益を確保するという観点から、見直しを行うことが必要」との結論が示されたところです。	○ 本件基準値検討が確実に規制をかける必要のない MNO を判断するためのものとなっているとの御意見については、具体的な基準値の検討に当たっては、携帯電話市場の特性(事業展開上 MNO との接続は極めて重要であり、接続協議においては、一般の商取引においてよりも、交渉上の地位の優劣に起因する公正競争確保上の問題が顕在化しやすい点)を考慮して、MNO が交渉上の優位性を持つかどうかについて検討を行っている。よって、規制が必要な範囲を設定するために適切な検討を行っている。 ○ PHS に係る基準と指定の基準値の整合を取る合理性が低いとの御意見について、指定の基準値の検討に際しては、接続交渉上劣位にある新

<p>必要のない対象を定めるための基準値検討を実施しており、本来行うべき検討の在り方と齟齬が生じていると考えます。</p> <p>また、上記の基準値設定の根拠の一つとして、二種指定制度の創設時において基準値算定のベースからPHSを除外した経緯が参照されていますが、当該数値である「10%以下(当時の携帯電話の加入者シェアに占めるPHSの加入者シェアの割合)」は、あくまでも二種指定制度の対象範囲の検討に際して、特定のサービス(PHSサービス)が市場へ与える影響の有無を判断する指標の一つとして示されたものです。従って、本省令案等で検討されている事業者間の交渉力の有無を判断する基準とは性質が異なると考えられることから、両者の整合を取る合理性は低いものと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>2011年度の相互接続料においても、依然として相互接続料の透明性確保や適正化が図られる目処が立たない状況に変わりはありません。ソフトバンクモバイル殿は今回の電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見書において、二種指定事業者の指定基準を10%超とする根拠についての反論意見に終始しているところですが、上記の通り、不透明な相互接続料の算定に起因する公正競争上の重大な支障という実態を踏まえ、二種指定事業者の指定基準を見直さざるを得ないと考えます。</p> <p>そもそも、公平かつ公正な相互接続の実現のためには、本来、すべての電気通信事業者が相互接続料の透明性確保や適正化に係る規制を遵守すべきと考えているところですが、少なくとも今回の省令改正において、携帯上位3社のシェアが近接してきている状況を踏まえ、ソフトバンクモバイル殿を二種指定事業者に指定することは必須の措置と考えており、この点、今回の意見募集においても、ソフトバンクモバイル殿以外のすべての事業者が賛同の意見を表明したものと理解しております。</p> <p>なお、当社の意見書においても申し述べたとおり、二種指定事業者の指定基準を見直すにあたり、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」等の基準を援用し、引き続き、端末シェア10%以下の事業者を第二種指定電気通信設備規制の適用対象外とすることについては、一定の合理性があるものと考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	<p>規参入事業者に対してさえも、優位な交渉力を持たず、公正競争を阻害すると認められない程度の事業者を検討することが必要である。これを踏まえ、電気通信事業分野において公正競争環境への影響の程度が低いサービスを判断するに当たって用いられた考え方(PHSの加入者数が携帯電話の加入者数の10%に満たず、PHSの移動体通信市場全体に与える影響が低いとした考え方)を参考とすることについては、一定の合理性が認められる。</p>
<p>意見 12 これまでソフトバンクモバイルとMVNOとの間で協議が難航し、紛争に至った経緯はなく、MVNOの参入促進のために二種指定設備制度の適用範囲を拡大することは、目的にかなった見直しとは言いがたい。むしろ、二種指定事業者とMVNOとの紛争等を踏まえれば、現二種指定事業者を中心としたMNOとMVNO</p>	<p>再意見 12</p>	<p>考え方 12</p>

との関係性において再整理を図ることが適当。		
<p>○ 3.「2-2-2. MNO-MVNO 間の関係」について <見直しの方向性> 自由な市場競争環境の整備のために、MVNO の一層の市場参入や進展を促すことについては賛同しますが、ブロードバンド答申にも記載が見られるとおり、現在の携帯電話市場には「多種多様な MVNO の参入が進展し、多様なサービスの提供が行われており、2010 年度では MVNO の契約数が年率 34%の増加を見せている」等、その参入促進効果が認められるところです。また、弊社においては、これまで MVNO との間で協議が難航し、結果紛争等に至った経緯はないことから、MVNO の参入促進を企図するために、二種指定制度に係る適用範囲の拡大を行うことは、目的に適った見直しの方向性とは言い難いと考えます。</p> <p>むしろ昨今散見される、二種指定事業者と MVNO との紛争や、二種指定事業者による提起を発端とした接続拒否事由の明確化の要望等を踏まえれば、現二種指定事業者を中心とした MNO と MVNO との関係性において、再整理を図ることが適当であり、具体的には「MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」における関連規定の変更等で対処すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 第二種指定電気通信設備制度の指定基準の見直しに関する議論は、非指定事業者の不透明な相互接続料の算定により第二種指定電気通信設備を設置する事業者(以下「二種指定事業者」という。)との相互接続料の格差が拡大し、公正な競争に支障が生じているとの実態を踏まえて、検討が行われてきたものであり、「ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方 答申」においても、当社とソフトバンクモバイル殿との電気通信紛争処理委員会における相互接続料を巡るあっせん手続等を背景に、「二種指定事業者と、非指定事業者との間で、後者に関する交渉上の優位性が高まる形での不均衡が生じているとの意見」を踏まえ、「上位 2 社を二種指定事業者として接続料等の公平性・透明性等を担保するための規律を課している現状は、公正な競争を通じてユーザの利益を確保するという観点から、見直しを行うことが必要」との結論が示されたところです。</p> <p>2011 年度の相互接続料においても、依然として相互接続料の透明性確保や適正化が図られる目処が立たない状況に変わりはありません。ソフトバンクモバイル殿は今回の電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見書において、二種指定事業者の指定基準を10%超とする根拠についての反論意見に終始しているところですが、上記の通り、不透明な相互接続料の算定に起因する公正競争上の重大な支障という実態を踏まえると、二種指定事業者の指定基準を見直さざるを得ないと考えます。</p> <p>そもそも、公平かつ公正な相互接続の実現のためには、本来、すべての電気通信事業者が相互接続料の透明性確保や適正化に係る規制を遵守すべきと考えているところですが、少なくとも今回の省令改正において、携帯上位3社のシェアが近接してきている状況を踏まえ、ソフトバンクモバイル殿を二種指定事業者に指定することは必須の措置と考えており、この点、今回の意見募集においても、ソフトバンクモバイル殿以外のすべての事業者が賛同の意見を表明したものと理解しております。</p> <p>なお、当社の意見書においても申し述べたとおり、二種指</p>	<p>○ 二種指定設備制度は、交渉上の優位性を持つ事業者が、接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を引き起こすおそれがあることに着目して、設けられた制度である。</p> <p>MNO と MVNO との関係については、MVNO が事業を運営するには、周波数の割当てを受けた MNO のネットワークに接続することが必要であることを踏まえると、端末シェアが相当程度低い場合を除き、原則として全ての MNO は MVNO との関係において交渉上の優位性を持ち得ると考えられ、接続における不当な差別的取扱い等を引き起こすおそれがあると考えられる。</p>

	<p>定事業者の指定基準を見直すにあたり、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」等の基準を援用し、引き続き、端末シェア10%以下の事業者を第二種指定電気通信設備規制の適用対象外とすることについては、一定の合理性があるものと考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	
<p>意見 13 二種指定制度に係る基準値の見直しを行うに当たり、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」を根拠とすることは適当ではない。</p>	<p>再意見 13</p>	<p>考え方 13</p>
<p>○ <基準値の在り方></p> <p>二種指定制度に係る基準値の見直しを行うにあたり、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」で示されている垂直型企業結合による競争の実質的制限の有無を判断するための基準値である「10%」を根拠の一つとすることは、以下の理由により適当でないと考えます。</p> <p>1) 当該数値は“セーフハーバー”であること 2) 同一市場において水平関係にある事業者間の競争に与える影響を判断するための基準であること</p> <p>1 セーフハーバー: あらかじめ決められた一定のルールや範囲のもとで行動する限り、違法・違反とならない範囲。 セーフハーバーの基準を超えた場合においても直ちに問題になるものではない。</p> <p>上記指針の中で、「垂直型企業結合」及び「10%」は具体的に次のように位置づけられています。すなわち、①垂直型企業結合は、競争単位を直接に減少させる水平型企業結合に比し、競争に与える影響は大きくなく、通常は競争を実質的に制限することとなるとは考えられない、と</p>	<p>○ 第二種指定電気通信設備制度の指定基準の見直しに関する議論は、非指定事業者の不透明な相互接続料の算定により第二種指定電気通信設備を設置する事業者(以下「二種指定事業者」という。)との相互接続料の格差が拡大し、公正な競争に支障が生じているとの実態を踏まえて、検討が行われてきたものであり、「ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方 答申」においても、当社とソフトバンクモバイル殿との電気通信紛争処理委員会における相互接続料を巡るあっせん手続等を背景に、「二種指定事業者と、非指定事業者との間で、後者に関する交渉上の優位性が高まる形での不均衡が生じているとの意見」を踏まえ、「上位2社を二種指定事業者として接続料等の公平性・透明性等を担保するための規律を課している現状は、公正な競争を通じてユーザの利益を確保するという観点から、見直しを行うことが必要」との結論が示されたところです。</p> <p>2011年度の相互接続料においても、依然として相互接続料の透明性確保や適正化が図られる目処が立たない状況に変わりはありません。ソフトバンクモバイル殿は今回の電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見書において、二種指定事業者の指定基準を10%超とする根拠についての反論意見に終始しているところですが、上記の通り、不透明な相互接続料の算定に起因する公正競争上の重大な支障という実態を踏まえると、二種指定事業</p>	<p>○ 企業結合ガイドラインについては、平成23年12月20日付け情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方について」(以下「ブロードバンド答申」という。)において、特に、競争法上の基準を参考とすることが求められていることを踏まえて、MNOとMVNOの関係がいわばネットワークの卸売と小売の関係にあることに着目して、垂直型企業結合等による競争の実質的制限についての考え方を参考としたものである。</p> <p>○ 企業結合ガイドラインにおける判断基準がセーフハーバー規定であることは御意見のとおりであるが、MNO-MVNO間の関係性に着目した具体的な基準値の検討に当たっては、一般競争法上のガイドラインである企業結合ガイドラインを参考としつつ、携帯電話市場の特性を踏まえて、当該MNOの交渉上の優位性の有無について検討を行っている。</p> <p>以上から、同ガイドラインを参考に、基準値を検討することが適当である。</p>

<p>されながらも、②垂直型企業結合により「市場の閉鎖性・排他性」又は「協調的行動」等を生じさせることで競争を実質的に制限することとなる場合はあり、③その有無を判断するにあたっては、個別具体的な検討に先立ち、「当事会社が関係する全ての一定の取引分野において、企業結合後の当事会社グループの市場シェアが10%以下である」か否かがまず検討され、「10%以下である場合」には「競争を実質的に制限することとなる」とは通常考えられない」と整理されています。</p> <p>つまり、この「10%」は「競争の実質的制限」、すなわち、同一市場において水平関係にある事業者間の競争に与える影響を判断するためのセーフハーバーとして設定されているものであって、垂直関係にある異なる市場における事業者間の交渉の優位性等を測る指標とはされていません。従って、同指針からは、市場シェアが10%以下である場合に、垂直関係に立つ相手方に対して「『優位な交渉力』を認めるまでには至らない」という結論は論理的に導かれず、またこれとは逆に、市場シェアが10%を超える場合に、垂直関係に立つ相手方に対して「優位な交渉力」が認められるという結論も導かれません。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>者の指定基準を見直さざるを得ないと考えます。</p> <p>そもそも、公平かつ公正な相互接続の実現のためには、本来、すべての電気通信事業者が相互接続料の透明性確保や適正化に係る規制を遵守すべきと考えているところですが、少なくとも今回の省令改正において、携帯上位3社のシェアが近接してきている状況を踏まえ、ソフトバンクモバイル殿を二種指定事業者に指定することは必須の措置と考えており、この点、今回の意見募集においても、ソフトバンクモバイル殿以外のすべての事業者が賛同の意見を表明したものと理解しております。</p> <p>なお、当社の意見書においても申し述べたとおり、二種指定事業者の指定基準を見直すにあたり、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」等の基準を援用し、引き続き、端末シェア10%以下の事業者を第二種指定電気通信設備規制の適用対象外とすることについては、一定の合理性があるものと考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	
<p>意見 14 二種指定制度の基準値である端末シェアの検討において、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」を参考にする合理性は低い。</p>	<p>再意見 14</p>	<p>考え方 14</p>
<p>○ 4「2-2-3. その他(競争法上の基準を参考とした検討)」について 本項目では、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」を参考に、「市場における有力</p>	<p>○ 第二種指定電気通信設備制度の指定基準の見直しに関する議論は、非指定事業者の不透明な相互接続料の算定により第二種指定電気通信設備を設置する事業者(以下「二種指定事業者」という。)との相互接続料の格差が拡大</p>	<p>○ 「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」(平成3年7月11日公正取引委員会)については、ブロードバンド答申において、特に、競争法上の基準を参考とすることが求められていること</p>

な事業者」とみなされる基準値を引用していますが、当該指針は、市場支配力を持つ事業者が「取引先事業者に対し、自らの競争者と取引しないよう拘束する条件をつけて取引する行為」等を違法行為と位置づけるものです。二種指定制度が接続料や接続条件の公平性・透明性等の担保を目的としている点を踏まえ、本指針の考えを当てはめた場合、10%以上の電気通信事業者の接続拒否が不公正な取引に該当し違法とされる一方で、10%未満の電気通信事業者には接続義務が課されないとの解釈が可能になるものと考えます。しかしながら、あまねく電気通信事業者には既に電気通信事業法第32条による接続義務が課されており、結果、上記の考え方と不整合が生じることとなります。この点に関連して、第33回情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会において、電気通信事業法と一般的な流通取引慣行に係るガイドラインにおいて市場の取引における前提が異なるという趣旨の発言もあったところです。

以上の点を踏まえ、二種指定制度の基準値である端末シェアの検討において、本指針の基準値(端末シェア10%以上)を参考にする合理性は低いものと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

し、公正な競争に支障が生じているとの実態を踏まえて、検討が行われてきたものであり、「ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方 答申」においても、当社とソフトバンクモバイル殿との電気通信紛争処理委員会における相互接続料を巡るあっせん手続等を背景に、「二種指定事業者と、非指定事業者との間で、後者に関する交渉上の優位性が高まる形での不均衡が生じているとの意見」を踏まえ、「上位2社を二種指定事業者として接続料等の公平性・透明性等を担保するための規律を課している現状は、公正な競争を通じてユーザの利益を確保するという観点から、見直しを行うことが必要」との結論が示されたところです。

2011年度の相互接続料においても、依然として相互接続料の透明性確保や適正化が図られる目処が立たない状況に変わりはありません。ソフトバンクモバイル殿は今回の電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見書において、二種指定事業者の指定基準を10%超とする根拠についての反論意見に終始しているところですが、上記の通り、不透明な相互接続料の算定に起因する公正競争上の重大な支障という実態を踏まえると、二種指定事業者の指定基準を見直さざるを得ないと考えます。

そもそも、公平かつ公正な相互接続の実現のためには、本来、すべての電気通信事業者が相互接続料の透明性確保や適正化に係る規制を遵守すべきと考えているところですが、少なくとも今回の省令改正において、携帯上位3社のシェアが近接してきている状況を踏まえ、ソフトバンクモバイル殿を二種指定事業者に指定することは必須の措置と考えており、この点、今回の意見募集においても、ソフトバンクモバイル殿以外のすべての事業者が賛同の意見を表明したものと理解しております。

なお、当社の意見書においても申し述べたとおり、二種指定事業者の指定基準を見直すにあたり、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」等の基準を援用し、引き続き、端末シェア10%以下の事業者を第二種指定電気通信設備規制の適用対象外とすることについては、一定の合理性があるものと考えます。

を踏まえて、市場における有力な事業者についての考え方を、指定の基準値の検討に当たって参考の一つとしたものである。

以上から、同ガイドラインを参考にした上で、基準値を検討することが適当である。

	(NTT ドコモ)	
意見 15 他の携帯電話事業者に比べ接続料水準が高止まりし続けている場合等には、二種指定事業者に対し、接続事業者から要望があれば接続料の算定根拠を開示することを義務づけることが必要。	再意見 15	考え方 15
○ しかしながら、既に同社は「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(以下、二種ガイドライン)に従い、接続料の算定等の対応を実施していると表明しながら、接続料が高止まりし他の携帯電話事業者との接続料格差が依然としてあること、また、協議等で具体的な算定根拠の提示を再三にわたって求めるものの、全く応じていただけない状況が続いてきたことを踏まえれば、接続料算定の適正性・透明性の向上に向け、他の携帯電話事業者に比べ接続料水準が高止まりし続けている場合等には、接続事業者から要望があれば二種ガイドラインに定める接続料の算定根拠を開示することを義務化する等の改正もあわせて行うことが必要と考えます。 (NTT 東西)	○ 一般的に新興事業者は端末シェアが少ないため、相互接続においては発信が着信を上回る傾向にあり、高い他社接続料の影響を大きく受けることとなります。競争環境整備のためにも二種指定事業者は同水準かつ低廉な接続料を確定値で提示すると共に、算定根拠の開示を義務化することによって外部的検証性を高めるべきと考えます。 (イー・アクセス) ○ 事業者毎に設備投資の状況、コストの構造、トラフィック傾向等が異なることから、単純に事業者間の接続料水準の比較を行うことは有意でないものと考えます。 なお、守秘義務の観点から、意見募集の機会において、個別の事業者間協議の内容等を明示することは適切ではないと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	○ 御意見は、今後の検討の参考として承る。なお、接続料の算定根拠の開示については、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(平成 22 年3月策定・公表。以下「二種指定ガイドライン」という。)において、「事業者間協議において接続料の水準が争点となった場合には、算定方法と代入すべきデータに議論を峻別した上で、前者については、第3に示す考え方を踏まえつつ、例えば、両当事者から案を提示し、その合理性を検証し、後者については、可能な限り情報開示することが適当である」とされている。
意見 16 モバイル市場においても、設備のボトルネック性やそれに基づく市場支配力を認定する等二種指定制度自体の考え方を早期に見直すことが必要。また、総合的な市場支配力に着目した規制等、より包括的な規制制度の導入についても検討すべき。	再意見 16	考え方 16
○ なお、モバイル市場においては、国の有限希少な電波を利用するという点において、設備のボトルネック性が存在し、また資本関係のあるモバイ	○ 左記意見に賛同します。 また、上位 3 社はそれぞれ企業グループの中の中核にあり、その企業グループ内における連携により固定等隣接市	○ 平成 21 年 10 月 16 日付け情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」に示されているとおり、モバ

<p>ル事業者を有する「企業グループ」は、当該モバイル事業者の顧客基盤やブランド力をもとに、固定通信をはじめ情報通信市場全体に、市場支配力を拡大しつつあります。</p> <p>そのため、モバイル市場においても設備のボトルネック性やそれに基づく市場支配力を認定する等、第二種指定電気通信設備制度自体の考え方を早期に見直すことが必要と考えます。</p> <p>更には、総合的な市場支配力に着目した規制等、より包括的な規制制度の導入についても早期に検討すべきと考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	<p>場への影響力も看過できない状況にあると認識しています。これからの競争政策の課題として、モバイル市場における単独及びグループの両側面からの市場支配力の検証と新たな規律が必要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p> <p>○ 第二種指定電気通信設備制度(以下、「二種指定制度」という。)は、競争促進の目的を念頭に、市場において真に支配的である事業者を厳選し、必要な規制を適用するとともに、他の事業者に対する規制を最小限に抑えるという非対称規制の本来の趣旨を十分に踏まえた内容とすることが重要と考えます。</p> <p>なお、市場支配力の認定の基準の一つである「ボトルネック性」については、公社時代以来の独占インフラを持つ固定通信市場における特性であることから、第二種指定電気通信設備制度の見直しの根拠とすることは適当でないと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>イル市場には加入者回線を含めて自らネットワークを構築して全国レベルで事業展開を行う携帯事業者が複数存在し、利用者・接続事業者双方にとってネットワークの代替性が存在していること等から、電波の割当てを受けた事業者のネットワークにはボトルネック性が認められないため、それに基づく市場支配力を認めることも適当ではない。</p> <p>○ なお、二種指定設備制度はあくまでも接続協議における交渉力に着目した制度であり、市場支配力に着目した制度ではない。ただし、二種指定事業者のうち市場支配力を有すると認められる者に対しては、別途、反競争的行為を防止する観点から禁止行為規制が課されている。</p>
<p>意見 17 省令改正の結果新たに指定対象となる事業者に早期に第二種指定電気通信設備接続会計規則を適用すべく、省令改正を行うか、総務省にて会計規則に準じた算定が実施されているかを検証すべき。</p>	<p>再意見 17</p>	<p>考え方 17</p>
<p>○ なお、新たに二種指定事業者に指定された事業者は、指定を受けた年度より「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」に則り、相互接続料の算定を行うこととなる一方、接続会計の整理・公表については、第二種指定電気通信設備接続会計規則(以下「二種指定接続会計規則」という。)の規定により、指定の日以後に開始する年度から実施されることになることから、接続会計として公表される数値を根拠とした相互接続料算定は、平成26年度適用の相互</p>	<p>○ 左記意見に賛同します。</p> <p>省令改正から接続会計公表に至るまでのプロセスにおいても、新たに指定対象となる事業者が、二種指定ガイドラインに準じた接続料算定を実施し料金水準の低廉化に努めているかどうかを検証する必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p> <p>○ 電気通信設備接続会計規則の適用タイミングについては、事業者が指定された後、運用開始までに必要となる諸準備の期間等を考慮して、翌会計年度から適用する規定がなさ</p>	<p>○ 第二種指定電気通信設備接続会計規則を早期適用すべきとの御意見については、接続に関する会計を整理するに当たっては準備に係る期間等が必要であると考えられることから、「事業者の事業年度の中途に総務大臣が法第三十四条第一項の規定により指定を行ったときは、当該指定に係る第二種指定電気通信設備との接続に関する会計については、当該指定の日以後に開始する事業年度から適用する」としている同省令附則但書の規定に基づき対応することが適当である。</p>

<p>接続料からとなります。</p> <p>相互接続料算定上の配賦の出発台となる接続会計制度が早期に適用されない場合、適切な会計処理を経て算定された相互接続料であるか否かが依然として不透明な状況となりかねないことから、二種指定接続会計規則についても改正を行い、早期に適用させることが必須であると考えます。</p> <p>仮に、二種指定接続会計規則の早期改正はなし得ないとする場合であっても、総務省において、二種指定接続会計規則適用前の相互接続料について、二種指定接続会計規則に準じた算定が実施されているかを検証するなど、適切な対応をお願いしたい。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	<p>れており、過去、第一種電気通信設備を設置する事業者についても、これら規定に則り対応してきた実績が存在するものと認識しています。従って、仮に二種指定制度の見直しがなされる場合であっても、当該会計規則を見直すことについては合理的でないと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>なお、二種指定事業者については、二種指定ガイドラインにおいて、「総務省は、当該接続料の算定がガイドラインに示す考え方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行うこと」とされており、新たに二種指定設備制度の規制の対象となる事業者が生じた場合、当該事業者の接続料の算定についても、総務省は同ガイドラインに基づき必要な検証を行うことが適当である。</p>
<p>意見 18 競争環境整備のためにも大手事業者は同水準かつ低廉な接続料を設定し、業界全体で予見可能性を確保するために確定値で接続料を提示すべき。</p>	<p>再意見 18</p>	<p>考え方 18</p>
<p>○ 二種指定ガイドラインについて</p> <p>イー・アクセスが規制の対象とならないことで懸念される接続料の適正性については、現在も二種指定ガイドラインに準じた接続料算定を実施すると共に料金水準の低廉化に努め、接続する事業者の求めにより協議にも応じています。また、一般的に新興事業者は端末シェアが少ないため、相互接続においては発信が着信を上回る傾向にあり(並びに自網内通信も限られている)、高い他社接続料の影響を大きく受けることとなります。競争環境整備のためにも大手事業者は同水準かつ低廉な接続料を設定し、業界全体で予見性を確保すべく確定値にて接続料を提示する方向へ舵をきるべきと考えます。</p>	<p>○ 前述のとおり、事業者毎に設備投資の状況、コストの構造、トラヒック傾向等が異なることから、接続料が「同水準」であるべきとの考えは妥当でないものと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 大手事業者の接続料を同水準にすべきとの御意見については、電気通信事業法上、二種指定事業者の接続料は「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるもの」でないことが求められており、事業者毎に接続料原価、利潤、需要の構造が異なることを踏まえて各事業者において算定を行うことが適当である。</p> <p>○ 確定値にて接続料を提示すべきとの御意見については、そのメリット・デメリットを慎重に検討する必要があり、参考として承る。</p>

(イー・アクセス)		
意見 19 非二種指定事業者の接続料を適正に検証するため、公平・中立な第三者機関による、接続料の妥当性検証スキームを確立すべき。	再意見 19	考え方 19
<p>○ また、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下、「二種指定事業者」という。)と非指定事業者間の交渉上の地位の優劣についても触れられていますが、本論点が特定の二種指定事業者と弊社間における弊社接続料に係る紛争事案を念頭に置いているとすれば、その点についても改めて実態を捉え直す必要があると考えます。そもそも、当該紛争事案の問題の所在は、非二種指定事業者の接続料の正当性を測る検証システムが存在しないことに起因しているものと認識しており、特定事業者の意図により紛争が提起されたことをもって、あたかも現行の二種指定制度そのものに瑕疵があるかのように捉えることは適切ではないと考えます。なお、非二種指定事業者の接続料算定の適正性を検証するためには、弊社が従前から述べているとおり、公平・中立な第三者機関(電気通信紛争処理委員会殿等)に接続料の妥当性検証のための役割を明確に定義することにより、非指定事業者における接続料に係る「第三者検証スキーム」を確立する等の措置をとることが最適であると考えます。</p> <p>加えて、同時期には、弊社が提起した二種指定事業者の接続料を巡る紛争事案も存在しており、このことから、二種指定事業者の交渉力の低下や非二種指定事業者の交渉力の相対的優位性が客観的事実であるとは言えないものと考えます。同時期にこれら 2 つの紛争事案が存在しているにもかかわらず、前述したとおり仮に今</p>	<p>○ 現在、接続料の妥当性検証の役割は二種指定制度の運用に関するガイドラインが担っておりますが、今後は二種指定事業者の接続料算定の適正性、透明性が確実に担保される制度を導入することが喫緊の課題と認識しています。具体的には、認可制への移行やパブリックコメントの招集によって、外部的検証性を高める措置が必要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>○ 第三者機関による接続料の妥当性検証スキームを確立すべきとの御意見については、二種指定事業者については、二種指定ガイドライン第3の6において、総務省が「当該接続料の算定がガイドラインに示す考え方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行うこと」とされている。なお、非二種指定事業者の接続料の妥当性検証スキームの確立については、参考として承る。</p> <p>○ なお、認可制への移行やパブリックコメントの招集によって、外部的検証性を高める措置が必要との御意見については、参考として承る。</p>

回の諮問において一方の事案のみを参照し、他方を看過したとすれば公平な判断とは言えないものと考えます。
(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

電気通信事業法施行規則の一部改正について

I 改正の背景

第二種指定電気通信設備制度(以下「二種指定設備制度」という。)は、一定以上のシェアを有する電気通信事業者が、接続協議における交渉上の優位性を背景に接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を引き起こすおそれがあることに鑑み、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保し、円滑に接続可能な環境を整備することで、公正競争の促進や利用者利便の増進を図る観点から非対称規制として設けられたものである。具体的には、業務区域における特定移動端末設備¹の占有率(以下「端末シェア」という。)25%超を有する電気通信事業者に交渉上の優位性を認め、当該特定移動端末設備と接続される伝送路設備等を第二種指定電気通信設備(以下「二種指定設備」という。)として指定し、同設備を設置する電気通信事業者(以下「二種指定事業者」という。)に対し、接続約款の作成・公表・届出、接続会計の整理等の接続に関する規律を課している。

二種指定設備制度については、情報通信審議会において、モバイル市場の環境の変化を踏まえ、現行の制度が、公正競争確保の観点から、今後も十分な役割を果たしていけるものか検証が行われ、平成23年12月20日に、「二種指定設備制度に係る規制の適用対象を見直し、拡大することが適当」との答申(情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方について」(情通審第108号。以下「答申」という。))が示されたところである。

今回の電気通信事業法施行規則の一部改正は、答申を踏まえ、二種指定設備の指定の基準について、所要の規定整備を行うものである。

II 改正の概要

二種指定設備の指定の基準を「十分の一」を超えるものに改正

【電気通信事業法施行規則第23条の9の2第3項】

¹ 特定移動端末設備とは、電気通信事業法施行規則第23条の9の2第2項で、「無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う移動する無線局の無線設備」と規定されている。

1. 情報通信審議会答申の概要

答申においては、MNO²間の関係とMNOとMVNO³の関係の双方に着目して、二種指定設備制度の検証が行われた。具体的には、二種指定設備制度の制度創設時と比較して、MNO間における交渉上の地位が変化し、強い交渉力を持ち、優位な電気通信事業者であっても、現在の適用基準では二種指定事業者とはならない場合が存在し得ると考えられる旨指摘された。また、MVNOの果たす役割の重要性が高まっているところ、周波数の有限希少性等により新規参入が困難なモバイル市場において競争を進展させる観点から、MVNOの事業環境を一層整備することが必要との認識の下、MNOとMVNOとの関係も踏まえた制度として二種指定設備制度を位置付けることが適当とされた。これらを背景に、「二種指定設備制度に係る規制の適用対象を見直し、拡大することが適当」とされたところである。

これを踏まえて、適用対象を拡大する場合の具体的な基準について検討を行うこととなる。答申においては、具体的な基準を検討するに当たって、以下の2点を踏まえることが適当とされている。

- ①MNO間の関係に着目し、上位3社の交渉上の地位の優劣の差は縮小してきていると考えられる一方、加入者シェア第4位の事業者のシェアは第3位の事業者とは大きな開きがあり、上位3社との間で、交渉上の地位に顕著な優劣が生じていると考えられる現状を踏まえ、非対称規制の仕組みを維持しつつ、必要な見直しを行うこと。
- ②MNOとMVNOの関係に着目し、原則として全てのMNOがMVNOとの関係において交渉上の優位性を持ちうるものの、シェアが相当程度低いMNOは、MVNOに自網を利用してもらうことによって収益拡大を図るインセンティブが働くことを踏まえて、必要な見直しを行うこと。「相当程度低いシェア」の判断に当たっては、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」における判断基準など競争法上の基準値等を参考に検討すること。

■ 答申（関連部分抜粋）

以上のように、MNO間とMNO-MVNO間の双方について、制度運用開始当時と比較して交渉上の優位性の関係性が変化しており、優位な交渉力を持つ電気通信事業者であっても、現

² Mobile Network Operator の略。電気通信役務としての移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設（開設された無線局に係る免許人等の地位の承継を含む。以下同じ。）又は運用している者。

³ Mobile Virtual Network Operator の略。MNOの提供する移動通信サービスを利用して、又はMNOと接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設しておらず、かつ、運用をしていない者。

在の適用基準では二種指定事業者の指定を受けない場合が存在し得ると考えられる。よって、二種指定設備制度に係る規制の適用対象を見直し、拡大することにより、モバイル市場における電気通信事業者間の交渉力の不均衡の問題に対応し、公正競争環境を確保することが適当である。

2) 適用対象を見直す場合の具体的な基準

まず MNO 間の関係について、上述のとおり、上位 3 社の交渉力の優劣の差は縮小してきていると考えられる一方、加入者シェア第 4 位の事業者のシェアは第 3 位の事業者とは大きな開きがあり、上位 3 社との間で、交渉力に顕著な優劣が生じていると考えられる。こうした現状を踏まえ、非対称規制の仕組みを維持しつつ、必要な見直しを行うことが適当と考えられる。

次に MNO と MVNO の関係について、MVNO の事業運営には周波数の割当てを受けた MNO のネットワークに接続することが必要であることにかんがみれば、原則、すべての MNO は MVNO との関係においては交渉上の優位性を持ち得ると考えられる。しかしながら、端末シェアが相当程度低い MNO は、むしろ MVNO に自網を利用してもらうことによって収益の拡大を図るインセンティブが働くものと考えられることを踏まえると、そういった場合まで MNO が MVNO との関係において優位な交渉力があると認めることは難しく、規制の適用対象から除外した場合でも公正競争を阻害するとは通常考えにくいことから、直ちに規制の適用対象とする必要性までは認められないと考えられる。

この場合、MNO に優位な交渉力を認めるまでには至らない「相当程度低いシェア」が具体的にどの程度なのかを検討する必要がある。この点については、例えば、垂直型企業結合等による競争の実質的制限に係る考え方を整理している「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針（2004 年 5 月 31 日公正取引委員会）」における判断基準など競争法上の基準等も参考としつつ、速やかに検討を行った上、省令改正等必要な措置を講じることが適当である。

2. 具体的な指定の基準値の検討

具体的な指定の基準値の検討に当たっては、まず、基準値に係る制度創設時の考え方を概観した上で、答申で示されたとおり、MNO 間の交渉上の地位の関係(2-2-1において検討)と MNO-MVNO 間の交渉上の地位の関係(2-2-2において検討)のそれぞれについて、市場環境の変化を踏まえた検討を行う。

2-1. 現行の指定の基準値

現行の二種指定設備制度では、端末シェア 25%を基準値として、当該特定移動端末設備と接続される伝送路設備等を二種指定設備として指定しており、現在、NTT ドコモ、沖縄セルラー、KDDI の 3 事業者に対して、同設備を設置する事業者(二種指定事業者)として二種指定設備制度の規律を課している。指定の基準値として 25%を採用した理由として、制度創設時、情報通信審議会において、以下の 4

点が示されている。

■ 指定の基準値として 25%を採用した理由（概要）

第二種指定電気通信設備の指定の基準となる「端末数ベースでのシェア」については、以下の理由から、いずれも 25%とするのが適当。

- ① EUの相互接続指令上、SMP（顕著な市場支配力）を有する事業者の指定基準として「25%超のシェアを持っているとき、顕著な市場支配力（SMP）を有すると推定される」とされていること。
- ② 我が国の携帯電話市場においては、電波の有限性から、各地域において3～4社による競争が行われており、全事業者の25%を超えるシェアを有していれば、相対的に大きな市場支配力を有する事業者と考えられること。
- ③ 独占禁止法の運用指針の中で、企業結合後の市場シェアが25%以下となる等の場合には、「競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない」とされていること。
- ④ 移動通信市場においては、同一地域で通常3～4社による競争が行われており、同一のエリアに相対的に高いシェアを有する事業者が複数存在して寡占的な競争が行われる事態が想定される。こうした市場特性の下で、「50%超」の基準を用いると複数の事業者を指定する余地がなくなることから、「25%超」という低めのシェアが適当であること。なお、指定から生じる規律も、単独1社による独占を想定した規律より緩やかなものとしているところ。

しかしながら、①と③については、EUの相互接続指令や我が国の独占禁止法の運用指針（企業結合ガイドライン）には、市場環境の変化等を踏まえた改正がなされ、現在、前者については「25%」の基準値はその位置付けが変わっており、後者については「25%」の基準値は採用されていない。

また、②と④については、寡占的な競争が行われる市場を背景として、交渉上の優位性を持つ複数の事業者を指定できる基準値として25%を採用したものであるが、現在の市場環境においては、25%基準では、交渉上の優位性を持つ事業者であっても必ずしも二種指定事業者とはならない場合が生じている。

2-2. 市場環境の変化等を踏まえた具体的な指定の基準値の検討

2-2-1. MNO間の関係について

携帯電話市場全体の規模が拡大する中で（平成13年11月末時点：6,601万契約、平成23年11月末時点：1億2,436万契約）、市場環境等も変化しており、これに伴ってMNO間の交渉上の地位は変化している。とりわけ、近年の市場環境の変化として、ア：端末シェアと、イ：新規事業者の参入の機会が重要であり、

これに沿って MNO 間の交渉上の地位の変化を概括し、具体的な指定の基準値の見直しを検討することが適当である。

ア：端末シェア

携帯電話市場⁴における端末シェアは、制度創設時と比較して大きく変化してきている。

制度創設時の携帯電話市場は、突出した端末シェアを有するNTTドコモグループと、一定の端末シェアを有するKDDI、Jフォングループとツーカーグループから構成⁵されていたが、その後、NTTドコモの端末シェアが次第に低下する一方、KDDI⁶とソフトバンクモバイルの端末シェアは上昇しており、現在、上位 3 位までの事業者（端末シェア順に、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル）の端末シェアは相当程度近接してきている。一方で、3 位のソフトバンクモバイルと 4 位のイー・アクセスとの間には顕著な差が存在している。つまり、現在の携帯電話市場は、相当程度近接した端末シェアを有する上位 3 事業者による寡占的な状態となっている⁷。

○指定の基準値の見直し

こうした端末シェアの変化に伴い、接続協議における交渉上の地位も変化してきており、これを踏まえて指定の基準値を見直すことが適当である。

まず、寡占的な状態を構成する上位 3 事業者と 4 位の事業者（イー・アクセス）の間では端末シェアに顕著な差が存在するため、接続協議における交渉上の地位についても顕著な優劣が生じていると考えられる。こうした交渉上の地位の顕著な優劣を背景に、端末シェア上位 3 事業者は、4 位の事業者に対し、接続における不当な差別的取扱いや接続協議の長期化等を引き起こすおそれがあると考えられる。

⁴ 本項（「ア：端末シェア」）においては、全国で事業を展開する事業者による市場を指す。

⁵ 全国で事業を展開する事業者のうち 25%以上の端末シェアを有していたのは NTT ドコモのみであり、制度創設直後（平成 14 年 2 月）に指定を受けている。なお、沖縄県のみを業務区域とする沖縄セルラーについても、同時（平成 14 年 2 月）に指定を受けている。

⁶ KDDI については、ツーカーグループ 3 社との合併を機に端末シェア 25%を超過したため、平成 17 年 12 月に指定を受けている。

⁷ 参考として、「電気通信事業分野における競争状況の評価 2010」（平成 23 年 9 月 13 日公表）では、平成 23 年 3 月現在、移動体通信サービス市場における上位 3 事業者の契約数シェア（NTT ドコモ、KDDI（沖縄セルラー含む。）及びソフトバンクモバイル）は 94.5%、HHI（市場の寡占度を示す指標。ハーフィンダール・ハーシュマン指数。）は 3,386 と高い水準にあり、3 社による寡占的な状態にあるとされている。

次に、上位 3 事業者間については、端末シェアが相当程度近接してきているため、接続協議における交渉上の地位の優劣の差も相当程度縮小してきていると考えられる。しかしながら、現状、上位 2 事業者には二種指定事業者としての規律が課される一方、3 位の事業者は非指定事業者として規律が課されていない。二種指定設備制度による規律が、接続約款の作成・公表・届出義務等を通じて、接続協議における二種指定事業者の交渉の自由度を制限することから、二種指定事業者の交渉力を低下させ、結果として相対的に非指定事業者の交渉力を高める効果があると考えられる。これを踏まえると、交渉上の地位の優劣の差がほとんど認められない寡占的な状態を構成する上位 3 事業者間において、当該規律の存否が非指定事業者の交渉力を相対的に優位にする形で不均衡を惹起するおそれがある⁸。

以上の状況に対応し、公正な競争の確保を通じて利用者利便を増進させる観点からは、寡占的な状態を構成する上位 3 位までの事業者に二種指定設備制度の規律を課することが適当である。具体的な指定の基準値については、上位 3 事業者を指定可能な、現行より低い基準値に見直すことが適当である。

イ：新規事業者の参入の機会

携帯電話市場への新規参入は、一般に周波数の有限希少性により困難であるが、技術革新や周波数再編施策により、新規の MNO が参入する機会が生じている。例えば、平成 17 年に新たに周波数の割当てを受けた事業者（イー・モバイル（現在はイー・アクセス））が、平成 19 年に 13 年ぶりに市場参入し、事業を開始している。さらに、今後、周波数の割当てが見こまれることから、新規の MNO が市場参入する可能性がある。

○ 指定の基準値の見直し

上述のとおり、周波数の割当てにともなって、新規の MNO が市場参入する機会が生じる可能性があり、二種指定設備制度の指定の基準値も、新規に参入する MNO と既存の MNO との関係も考慮した見直しを行うことが適当である。

この点について、新規 MNO は、参入当初において、自身の端末シェアが既存 MNO と比較して極めて少数であり、業務区域も限定的となりやすい。そのた

⁸ 平成 22 年 3 月に、情報通信審議会答申を受けて「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」が策定され、接続料の算定方法やアンバンドル等に係る考え方が明確化されている。この結果、二種指定事業者の接続協議における交渉の自由度は従前と比較して小さくなっており、非指定事業者の交渉力をより高める結果となっているため、従前よりも不均衡を惹起するおそれが増大している可能性がある。

め、既存 MNO との接続が事業展開上非常に重要であるにも関わらず、高い端末シェアを有する MNO のみならず、比較的低い端末シェアを有する MNO に対しても、劣位な立場での交渉を強いられることとなる。この観点からは、より低い端末シェアを有する MNO を指定した上で、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保することにより、新規 MNO との交渉上の地位の不均衡を是正し、公正な競争を確保することが必要であると考えられる。

ただし、新規 MNO に対してさえも交渉上の優位性を持たない「相当程度低い端末シェア」を有する MNO については、これを指定しない場合であっても、公正競争確保上の問題が生じるとは認められないと考えられる。この「相当程度低い端末シェア」を検討するに当たっては、二種指定設備制度の従来からの運用と整合させることが適当である。すなわち、二種指定設備制度の創設当時、PHS の加入者数が携帯電話の加入者数の 10% に満たなかったことから、PHS は移動体通信市場全体に与える影響が低いと判断され、PHS は二種指定設備制度の指定の基準値算定のベースから除外されている。これと同様に、携帯電話市場への影響が低く、公正競争確保上の問題が生じない程度を判断するに当たっても、この基準を参考とすることが考えられる。

以上のように、新規事業者の参入の機会の増加からは、指定の基準値を端末シェア 10% に見直すことが考えられる。

ウ：まとめ

以上のとおり、ア：端末シェアからは、上位 3 事業者を指定可能な、現行より低い基準値に見直すことが適当であること、イ：新規事業者の参入の機会からは、指定の基準値を端末シェア 10% に見直すことが考えられ、市場環境の変化を踏まえた検討からは、指定の基準値を端末シェア 10% に見直すことが考えられる。

2-2-2. MNO-MVNO 間の関係

制度創設時と比較した携帯電話市場環境の変化については、上述の MNO 間の関係の変化に加え、MVNO との接続という新たな形態が出現・増加している点が重要である。現状、MVNO は契約数ベースで年率 34% の伸び(平成 22 年度)と順調に発展しているが、携帯電話市場全体から見ると、依然低いシェアにとどまっている。答申にあるとおり、携帯電話市場全体の競争を促す観点からは、MVNO の一層の市場参入や進展を促すことが望ましいと考えられ、この観点から具体的な指定の基準値の見直しを検討することが適当である。

○指定の基準値の見直し

MVNOが事業を運営するには、周波数の割当てを受けたMNOのネットワークに接続することが必要となる⁹が、これは、原則、全てのMNOがMVNOとの関係においては交渉上の優位性を持ち得ることを意味している。他方、端末シェアが相当程度低いMNOは、むしろMVNOに自網を利用してもらうことによる収益拡大インセンティブが働くと考えられることを踏まえると、そうした場合までMNOがMVNOとの関係において交渉上の優位性があると認めることは難しい。したがって、端末シェアが相当程度低いMNOを直ちに規制の適用対象とする必要性までは認められないと考えられる。

この場合、MVNOとの関係でMNOに交渉上の優位性を認めるまでには至らない「相当程度低いシェア」が具体的にどの程度なのかを検討する必要がある。この点については、答申にあるとおり、競争法上の基準を参考とすることが適当である。MNOとMVNOの関係はいわばネットワークの卸売と小売の関係であることに着目すると、企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かを判断するに当たっての考え方を整理している「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」中の、垂直型企业結合等による競争の実質的制限についての考え方を参考とすることが可能である。同考え方では、企業結合後の企業のシェアが10%以下であれば、「競争を実質的に制限することとなるとは通常考えられない」とされており、これを参考とすることが考えられる。

もっとも、事業者の取引先選択が自由な一般の商取引とは異なり、携帯電話市場においては、電波の割当てを受けた限られた数のMNOとの接続がMVNOの事業展開上極めて重要である点には留意が必要である。こういった特性を持つMNO-MVNO間の接続協議においては、一般の商取引においてよりも、交渉上の地位の優劣に起因する公正競争確保上の問題が顕在化しやすいと考えられ¹⁰、その観点からは、10%を下回る端末シェアのMNOも規律の適用対象とすることが検討の対象とならないわけではない。しかしながら、目的に照らして必要最小限の規制とする観点からは、当面、競争法上の基準を超えて、10%を下回る相当程度低い端末シェアのMNOに対してまで、その規制対象を拡大することが必要とは認められない。まずは市場環境を継続的に注視することが適当であると考えられる。

⁹ MVNOは、MNOから卸電気通信役務の提供を受けることによっても事業を運営することが可能である。

¹⁰ MNOにとっても、事業展開上MNOとの接続は極めて重要であり、接続協議において、一般の商取引においてよりも、交渉上の地位の優劣に起因する競争の制限が顕在化しやすいのは、MNO間においても同様と考えられる。

○まとめ

以上のように、MNO－MVNO 間の関係からは、指定の基準値を端末シェア 10%に見直すことが考えられる。

2-2-3. その他（競争法上の基準を参考とした検討）

上述のとおり市場環境等の変化を踏まえた検討を行ったが、具体的な指定の基準値を検討するに当たっては、これに加えてその他の競争法上の基準も参考とすることが適当である。この点、我が国の流通・取引慣行に関し、独占禁止法上問題となる主要な行為類型についてその考え方を示した「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」を参考とすることができる。

本指針においては、「市場における有力な事業者」が、取引先事業者に対し、自らの競争者と取引しないよう拘束する条件をつけて取引する行為等について、一定の場合¹¹に、不公正な取引方法に該当し、違法としている。この「市場における有力な事業者」として認められるかどうかの目安として、「シェアが 10%以上又はその順位が上位 3 位以内であること」が基準とされており、具体的な指定の基準値の検討に当たってはこの基準を参考とすることが適当である。なお、一般の商取引との比較による、接続協議における事業者間の交渉上の優位性の考察については、上述のMNO-MVNO間の関係での検討と同じである。

これら競争法上の基準を参考とした検討からは、指定の基準値を端末シェア 10%に見直すことが考えられる。

3. 結論

以上の検討を踏まえると、指定の基準値として、現行の「四分の一（25%）を超えるもの」を見直し、「十分の一（10%）を超えるもの」とすることが適当である。

Ⅲ 施行日等

施行期日は公布の日とする。

¹¹ 競争者の取引の機会が減少し、他に代わり得る取引先を容易に見いだすことができなくなるおそれがある場合等。

参照条文

■電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

（第二種指定電気通信設備との接続）

第三十四条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、その一端が特定移動端末設備（総務省令で定める移動端末設備をいう。以下この項において同じ。）と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備として指定することができる。

2 前項の規定により指定された電気通信設備（以下「第二種指定電気通信設備」という。）を設置する電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 総務大臣は、前項（第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により届け出た接続約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該接続約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及びこれとその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないとき。

二 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていないとき。

三 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていないとき。

四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものであるとき。

五 他の電気通信事業者に対し不当な条件を付すものであるとき。

六 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的な取扱いをするものであるとき。

4 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、第二項（第七項の規定によ

り読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により届け出た接続約款によらなければ、他の電気通信事業者との間において、第二種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない。

- 5 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二項の規定により届け出た接続約款を公表しなければならない。
- 6 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。
- 7 第一項の規定により新たに指定をされた電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定の日以後最初に第二項の規定により総務大臣に届け出るべき接続約款に定める当該電気通信事業者が取得すべき金額及び接続条件については、同項中「その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」とあるのは、「前項の規定により新たに指定をされた日から三月以内に、総務大臣に届け出なければならない。」とする。
- 8 第一項の規定により新たに指定をされた電気通信設備を設置する電気通信事業者が、前項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該電気通信事業者が接続約款の届出をした日（以下この項において「届出日」という。）に現に締結している他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に関する協定のうち当該新たに指定をされた電気通信設備との接続に関するものについては、第四項の規定は、届出日から起算して三月間は、適用しない。

■電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

（第二種指定電気通信設備の基準等）

第二十三条の九の二 法第三十四条第一項の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

- 2 法第三十四条第一項の総務省令で定める移動端末設備（以下「特定移動端末設備」という。）は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う移動する無線局の無線設備とする。
- 3 法第三十四条第一項の総務省令で定める割合は、四分の一とし、前年度末及び前々年度末における割合の合計を二で除して計算する。この場合において、同項の同一の電気通信事業者が設置する伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域（以下この項において「対象業務区域」という。）と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数は、次に掲げる数の合計数とする。
 - 一 当該電気通信事業者が設置する当該伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数

- 二 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致する部分については、その都道府県の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備（前号の伝送路設備を除く。）に接続される特定移動端末設備の数
- 三 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致しない部分については、当該部分の属する都道府県の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備（第一号の伝送路設備を除く。）に接続される特定移動端末設備の数に、当該都道府県の人口に占める当該部分の人口の割合を乗じた数
- 4 法第三十四条第一項の当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
 - 一 符号（信号を除く。）、音響若しくは影像の交換又は編集の機能を有する電気通信設備（以下この項において「交換設備」という。）であつて次に掲げるもの
 - イ 特定移動端末設備と接続される伝送路設備を直接収容するもの（以下「第二種指定端末系交換設備」という。）
 - ロ 第二種指定端末系交換設備以外の交換設備であつて業務区域内における特定移動端末設備との通信を行うもの（以下「第二種指定中継系交換設備」という。）
 - 二 伝送路設備であつて次に掲げるもの
 - イ 特定移動端末設備へ電波を送り、又は特定移動端末設備から電波を受ける無線局の無線設備（以下「第二種指定端末系無線基地局」という。）
 - ロ 第二種指定端末系無線基地局と、第二種指定端末系交換設備が設置されている建物（以下「第二種指定端末系交換局」という。）との間に設置される伝送路設備
 - ハ 第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換設備が設置されている建物との間に設置される伝送路設備
 - 三 前二号の設備により提供される電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御及び端末の認証等を行うための設備
 - 四 前三号に掲げるもののほか、交換設備、伝送路設備又は端末設備であつて、当該設備との適正かつ円滑な接続を確保すべきもの

（第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出）

第二十三条の九の三 法第三十四条第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款（変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照）を添えて提出しなければならない。

- 一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所
- 二 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続する際の、前号に定める箇所における技術的条件
- 三 接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額

- 四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者（以下この条において「他事業者」という。）の責任に関する事項
- 五 接続協定の締結及び解除の手続
- 六 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続する際の、接続の請求を受けた日から接続の開始の日までの標準的期間
- 七 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項
- 八 重要通信の取扱方法
- 九 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項があるときは、その事項
- 十 有効期間を定めるときは、その期間
- 十一 他事業者との協議が調わないときの法第百五十四条第一項若しくは第百五十七条第一項のあつせん又は法第百五十五条第一項若しくは第百五十七条第三項の仲裁による解決方法

（届け出た接続約款の公表）

第二十三条の九の四 第二十三条の八の規定は、法第三十四条第五項の規定による同条第二項の規定により届け出た接続約款の公表について準用する。

参 考 资 料

二種指定設備制度の概要

《規制根拠》 電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場において、相対的に多数のシェアを占める者が有する接続協議における交渉上の優位性

《指定要件》 業務区域ごとに25%超のシェアを占める端末設備と接続される伝送路設備等を二種指定設備として指定

二種指定事業者

NTTドコモ、沖縄セルラー、KDDI

非二種指定事業者

ソフトバンクモバイル、イー・アクセス等

接続応諾義務

電気通信回線設備への
接続応諾義務あり (法第32条)

電気通信回線設備への
接続応諾義務あり (法第32条)

条件・料金に係る義務

- ✓ 接続約款の作成・届出・公表義務あり (法第34条第2・6項)
- ✓ 接続約款に基づき協定を締結する義務あり (法第34条第4項)

接続約款の作成・届出・公表義務なし

接続料

「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超え」ないことが必要* (法第34条第3項第4号)
※ 超えたものである場合は、約款変更命令対象

接続条件

接続箇所等の接続条件については、接続約款に記載することが必要 (法第34条第2項、施行規則第23条の9の3)

会計整理等に係る義務

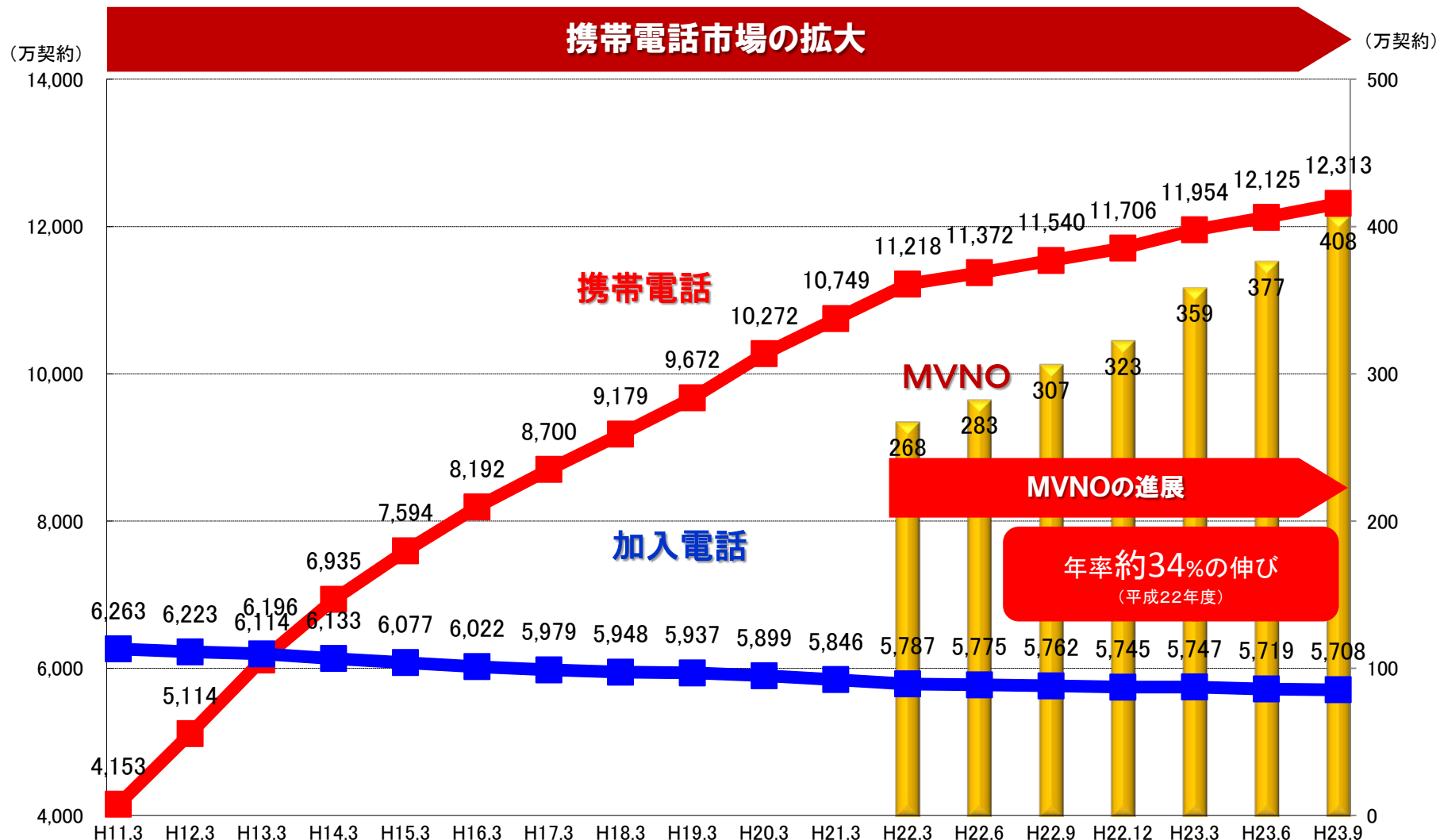
接続会計の整理・提出・公表義務あり
(法第34条第6項、第二種指定電気通信設備接続会計規則)

接続会計の整理・提出・公表義務なし

市場環境の変化について(移動体通信市場の拡大、MVNOの進展)

■ 我が国の電気通信市場においては、固定通信市場が縮小する中で、移動体通信市場の重要性が著しく高まっていることに加え、多種多様なMVNO(*)が参入し、多様なサービスが提供されている状況にある。

(*) Mobile Virtual Network Operatorの略。自らは周波数の割当てを受けることなく、移動通信事業者のネットワークを利用してサービス提供をする事業者。



※契約者数については電気通信事業報告規則の規定に基づき報告を受けた数を集計

端末シェアの推移

- 電気通信事業法第34条第1項に基づき、業務区域における端末数ベースでのシェアが総務省令で定める割合（※1、※2）を超える設備については、第二種指定電気通信設備として指定。

（※1）4分の1（事業法施行規則第23条の9の2第3項）

（※2）二種指定設備の指定におけるシェアの判定は、前年度末及び前々年度末における割合の合計を2で除した平均値で行う。

- 現在までにNTTドコモ、沖縄セルラー、KDDIが二種指定事業者とされている。

端末シェアの推移

委員限り

指定の経緯

■ 平成14年2月ドコモ9社を指定

（前年度末・前々年度末の平均シェアは、北海道60%・東北62%・中央64%・東海48%・北陸53%・関西52%・中国55%・四国68%・九州58%）

■ 平成14年2月沖縄セルラーを指定

（前年度末・前々年度末の平均シェアは、52%）

■ 平成17年12月合併後のKDDIを指定

（前年度末・前々年度末の平均シェアは、26%）

■ 平成20年7月合併後のドコモを指定

（前年度末・前々年度末の平均シェアは、53%）

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（第二種指定電気通信設備の基準等） 第二十三条の九の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第三十四条第一項の総務省令で定める割合は、<u>十分の一</u>とし、前年度末及び前々年度末における割合の合計を二で除して計算する。この場合において、同項の同一の電気通信事業者が設置する伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域（以下この項において「対象業務区域」という。）と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数は、次に掲げる数の合計数とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>4（略）</p>	<p>（第二種指定電気通信設備の基準等） 第二十三条の九の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第三十四条第一項の総務省令で定める割合は、<u>四分の一</u>とし、前年度末及び前々年度末における割合の合計を二で除して計算する。この場合において、同項の同一の電気通信事業者が設置する伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域（以下この項において「対象業務区域」という。）と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数は、次に掲げる数の合計数とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>4（略）</p>		

附 則

この省令は、公布の日から施行する。